

事業報告書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 みどりの会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市伊敷三丁目5番16号
- (3) 設立認可年月日 平成19年 2月 28日
- (4) 設立登記年月日 平成19年 3月 1日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	耳鼻咽喉科 村野クリニック	鹿児島県鹿児島市伊敷三丁目 5番16号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 5月 15日 令和 2年度決算の決定
令和 3年 5月 15日 令和 3年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 みどりの会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市伊敷三丁目5番16号

財産目録

(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	33,529 千円
2. 負 債 額	35,762 千円
3. 純 資 産 額	△ 2,233 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,696
B 固 定 資 産	1,833
C 資 産 合 計 (A+B)	33,529
D 負 債 合 計	35,762
E 純 資 産 (C-D)	△ 2,233

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 みどりの会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市伊敷三丁目5番16号

貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,696	I 流動負債	27,120
II 固定資産	1,833	II 固定負債	8,642
1 有形固定資産	1,816	負債合計	35,762
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	17	科 目	金 額
		I 資本金	3,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	△ 5,233
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 2,233
資産合計	33,529	負債・純資産合計	33,529

法人名 医療法人 みどりの会
所在地 鹿児島市伊敷三丁目5番16号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員			不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	4,800	該当なし	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式6

監事監査報告書

医療法人 みどりの会
理事長 村野 健三 殿

私は、医療法人 みどりの会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月15日
医療法人 みどりの会
監事 中崎 隆穂